## 第2号様式(1)-②

(単体発注・事後審査型)

那覇港管理組合一般競争入札公告第55号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)**を次のとおり** 実施する。

令和7年10月27日

那覇港管理組合管理者 玉城 康裕

### 1 入札に付する事項

(1)	工 事 名	那覇ふ頭泊地(-9.0m)浚渫工事(R7-2)											
(2)	工 事 場 所	那覇港那覇ふ頭地区											
(3)	工種	しゅんせつ工事											
(4)	工 事 内 容	浚渫工、土捨工 各一式											
(5)	工期	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで											
(6)	設計 金額	78, 969, 000円 (税込)											
(7)	資格審査方法	事後審査型 ※入札参加資格の審査を開札後に行う。											
(8)	最低制限価格	本入札案件は、最低制限価格が設定されているため、最低制限価格未満の入札者は落札者となることができない。 ※最低制限価格の算定に関する運用について (https://nahaport.jp/business/contract/)											
(9)	適用する労務単価	※本工事の予定価格は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用し 令和7年3月労務単価 て積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札 すること。											
		本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。											
	その他適用のある法令、制度等	本工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の同意の議決を要するため、 落札決定後は落札者と工事請負仮契約を締結し、議会の同意の議決 を経て通知したときに本契約となる。											
	(※本案件は、右表のうち、○印を付した制度等 の適用がある。)	本手続きは、次年度当初(補正)予算成立を前提とした年度開始 (予算成立)前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じ る事業である。従って、議会において当初(補正)予算案が否決さ れた場合は、契約を締結しない。また、次年度当初(補正)予算成 立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、 入札を延期する場合がある。											
(10)		準備手続き (交付決定前) 本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。											
		本手続きは、議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、議会において本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌債)手続きの関係上、入札を延期する場合がある。											
		債務負担行為工事 本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。											
		入札時積算 数量書活用方式 本工事は、入札時積算数量書活用方式の試行工事である。											

#### 3. 机 参加 答 格

2	人札参加資格		1 0%									
	たに定める要件をすべて	満たしている有資格業者であるこ	۷.									
(1)	業種	しゅんせつ工事業	   (1)の業種のおいて(2)の等級を有することについて、(3)に									
(2)	等級	= ,	表示する年度に那覇港管理組合建設工事入札参加資格審査及									
(3)	建設工事入札参加資格 名 簿 登 録 年 度	令和6・7年度	び業者選定等に関する規程第7条第1項による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。									
(4)	許 可 区 分	特定建設業										
(5)	地方自治法施行令	第167条の4の規定に該当しない者	であること。									
(6)	建設業決策27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にある											
(7)	資格確認申請書提 いないこと。	資格確認申請書提出期限から当該工事の落札決定日までの間において、那覇港管理組合の指名停止措置を受けて										
(8)	会社更生法に基づ がなされている者 (	会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立て がなされている者(手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。)ではないこと。										
(9)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、那覇港管理組合発注 工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。											
(10)	入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇港管理組合競争契 約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。											
	(a)子会社等(会 と親会社等(											

人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年 法律第225号) 第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年 法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (a) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者を いう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - ①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - ②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ③会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - ④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないことと されている取締役
  - 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員 (同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされ ている社員を除く。)
  - 4)組合の理事
  - 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (b)一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定に より選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合
- (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合。 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視 しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

						_			1	
(11)	本業	L 事 務 等	に係	る設受託	計者	る設計業務等の受託者(受託者が設計共同体の場 をいう。以下同じ。) 又は当該受託者と資本若 でないこと。				
	施	対	象	期	間		27年4月 7年11月		左記の期間 引渡しが完了	内に下記の対象工事を元請として施工し、完成・ した施工実績を有すること。
(12)	工実	—— 対	象	I	事	しゅんせ・	つ工事			
	績	備			考	特定JVI象とする。		常JVの構	成員としての	施工実績は、出資比率20%以上のものに限り対
		資	格	区	分	1級土木施工 級土木施工 くはこれと を有する者	管理技	士、若し	該工事に専任工事に従事し	る要件を満たす監理技術者又は主任技術者を当 で配置できること。配置予定技術者が現在他の ている場合は、契約締結時に当該工事に配置で お、特例監理技術者の配置については、特記仕 ること。
(13)	技術	備			考	a 1級類 b 技 性 で 監 者 配 が 置 が 配 置 が 配 置 が 配置 す 配 置 す あ 置 す	を設機機士 と称ることを定技行ることを定技行	成施工管理技設部門に限 こあっては、。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	支士又は2級建 る。)の資格を 監理技術者資 では、入札日前	資格者証及び監理技術者講習修了証を有する 前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関 間については、設計図書等で確認すること。
(14)	(+		の他の		<del>(. -</del>	〇 地域	要件		建設業法に基	づく主たる営業所があること。  入札日前現在で左記の(7)に示す工種の経営
	(右表のうち、○印を付 した条件を満たすことを 要する。)					経営審査評	定值	(7) (1)		事項審査における直近の総合評定値が、(イ)に 示す点数以上にあること。
(15)	以下の工事を落札した者は、本工事の落札者となることはできない。         (15) 取 抜 け 案 件・該当無し									

# 3 設計図書等の配布、質問及び回答

期間	自 令和7年10月27日 (月) ~ 至 令和7年11月11日 (火)
配布方法	
設計図書等の配布問い合せ先	那 <b>嗣</b> 市通堂町2番1号 3階 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話 098-868-2585
(1) 入札・契約手 続に関すること	
(2) 上記 (1) 以外に関すること	那覇市通堂町2番1号 2階 那覇港管理組合 企画建設部 計画建設課 電話 098-868-0336
質問・回答期間等 提出期間	自 令和7年10月27日 (月) ~ 至 令和7年11月13日 (木) 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで。
提出場所	
提出方法	電送 (FAX又はメール(soumu_nyusatsu@nahaport.jp) ) 又は持参
回答方法	那覇港管理組合ホームページ(https://nahaport.jp/)及び上記(1)において、以下の期間、閲覧に供する。
回答期間	回答日から 令和7年11月19日 (水) まで 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

#### 4 資格確認申請書等の提出

1				- 1		本 な	、競争 :お、	の参加期限に	加希達	望者は、次の書類を期限内に提出すること。 に提出がない場合、本競争に参加することができない。
1	資格確認申請書	===		提	出	書	類	①一般競争入札参加資格確認申請書(第3号様式) ②返信用封筒(入札結果通知用(110円切手貼付))		
資		請書	前 晋	提	出	期	間	自 令和7年10月27日 (月) ~ 至 令和7年11月11日 (火) 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで。		
						提	出	場	所	那覇市通堂町2番1号(3階) 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話 098-868-2585
						提	出	方	法	持参又は郵送(一般書留もしくは簡易書留) 提 出 部 数 1部

## 5 入札手続き等

5	入札手続き等					
		入	. 札	方	法	本工事は、紙入札により実施する。 入札書等は、あらかじめ指定する日に配達されるように(「配達日指定郵 便」)、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法により郵送すること。持参や普通郵便等で提出された場合、無効とする。
		提	出	書	類	①入札書 ②工事費內訳書
			達力			令和7年11月19日 (水)
		宛			先	〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話 098-868-2585
入	札 期 日 等	予すす	、札書	に記金	載額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
		入注	、札に意		る項	
			事 費	内 訴提	書出	
入	札 の 無 3	効の	本公告	らに示 人札及	した びス	競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者 札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
入	札 の 辞 退 🤄	等	是出する また、	ること。 落札 ぶでき	。 決定 たく	その提出後、都合により入札を辞退する場合は、開札日時までに入札辞退届を とまでの間に他の工事を落札したことにより配置予定技術者を本工事に配置す なったときは、直ちに報告すること。当該報告がなく、本入札の手続きが落 と場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
~	Ø	他	場話代と委再の	合は、はは、ほの代理。任度代理、代入理	見が これを	がいない場合は開札後直ちに再度入札を行うので、再度入札にも参加する 札時点から立ち会うこと。初度の開札時に立ち会わない参加者は再度入札を のとみなし、再度入札への参加を認めない。 度入札する場合は、再度入札を行う際に委任状(任意様式)を提出するこ 、工事名、工事場所を記入すること。 加者又は再度入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の再度入札参加者 ることはできない。 、1回のみとする。

## 6 開札

開	札	日	時	令和7年11月20日 (木) 10:00 ※入札書の日付
開	札	場	所	那覇港管理組合 2階大会議室 ※入札者は、開札に立ち会うことができる(再入札に参加する場合は、開札時点から 立ち会うこと)。

7	落札	候補	者の	選定					
					も落持な	って及れる をない。)	札を 者は るこ落札 を決	行、。候定つ申期補し	の決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格を た者(以下「落札候補者」という。)から順に競争参加資格の審査を行う。 請時に提出した資格確認申請書の記載内容を確認できる「資格確認資料」を 限までに資格確認資料を提出しない場合、競争参加資格がないものとする。 者は上位から順に3者(上位の者と同額の者が複数いる場合はこの限りでは 資格確認資料を求めるが、適格者が確認できた時点で、次順位以降のものの 査は行わないものとする。
					通	通 知 日			令和7年11月20日 (木) 17:00 まで(予定)に対象業者あて通知する。
審引	査にか	かる	書類	[の提出	± 提	出	期	限	令和7年11月25日 (火) 15:00 まで
					提	出	書	類	<ul><li>① 配置予定技術者の資格等(様式1)</li><li>② 同種工事 の施工実績(様式2)</li><li>③ 資格確認申請書(第3号様式)の資格確認の各項目に記載した必要書類</li></ul>
					提	出	部	数	1部
					提	出	方	法	原則、持参
					提	提 出 先			〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 電話番号 098-868-2585
競。	争参	加資	格	の確言	忍令	以下の 和7年 なお、	)日ま 11月2 落札(	でに 26日 候補	確認は、開札後、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果書面により通知する。 (水)(予定) 者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、もって資格確認結果の通知に代えるものとする。
落	札者	の	決定	全方 治	去補	事後審 者を落	摩査の 料者	結果とす	、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合は、当該落札候 る。また、その結果は、全入札参加者に通知する。
inity A	<b>7.</b> ≠> †u	1 75°C +6°C	7 At 1:	ما د ا⊾ ≅	由 を	につ <i>v</i> 管理者	て説けな説	明を 明を	ないと認められた者は、管理者に対して競争参加資格がないと認められた理 求めることができる。 求められたときは、苦情を申し立て期限の翌日から起算して5日以内(休日 求めた者に対し、書面により回答する。
めら	っれた	者が	iその	:いとi )理由! る場合	こ提	出	期	限	競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く)とする。
					提	ł	Ц	先	那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班
				¥	提	出	方	法	書面(様式自由)を持参すること。郵送又は電送(メールやFAX)によるものは受け付けない。
本資	入料		に取		5	イ ウエオカ キ 契提提提提資あ資	約出出出出格っ格担者さ期期確た確認	台二ル艮艮思島思	情書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 は、提出された資格確認申請書等について、競争参加資格の確認以外に 所で使用しない。 資格確認申請書等は、返却しない。 に限り、資格確認申請書等の修正、差し替え、追加、再提出を認める。 過ぎた場合、資格確認申請書等は受け付けない。 情書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等が は競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。 情書等に虚偽の記載をした場合、指名停止措置要領に基づく指名停止 がある。

#### 8 入札保証金及び契約保証金

入札保証金の金額等は、現金又は管理者が確実と認める有価証券等をもって見積る契約金額 の100分の5以上を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金 の納付を免除する。 ア 保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 イ 国 (独立行政法人含む。) 又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約 を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限の到来した二以上の契約 を全て誠実に履行した者。 なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類 の提出のない者 (2)入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合 (3)入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合 また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。 ※入札保証金を免除した落札者が契約を結ばない場合、損害賠償金として、入札金額に消費 税及び地方消費税を加えた額の100分の5を那覇港管理組合に納付しなければならない。 ※イにより入札保証金の免除を受ける場合は、様式「地方公共団体等契約状況確認」を提出 すること。 札 保 証 金 期 限 令和7年11月18日 (火) 17:00 まで 提 出 〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 那覇港管理組合 総務部 総務課 財務班 提 出 先 電話番号 098-868-2585 「入札保証金納付書発行依頼書」を持参すること。 入札保証金提出方法 ※要事前連絡 イ 組合が発行する納入通知書により金融機関で保証金を (現金納付) 納付し、領収書(写)を上記期限までに提出すること。 持参又は郵送(配達が確認できる方法にて送付すること) 法 提出方 入札保証保険証券·入 札保証書·地方公共団 体等契約状況確認資料 保 険 期 間 開札日から2か月とする。 保 証 期 間 受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当課まで連絡する 有価証券等 こと。 契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条及び建設工事請負契約書第4条の 定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀 行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業 に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証 契 約 保 証 をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、那覇港管理組合契約規則第4条第1項各号に該当する場合は、契約保証金を免除す

#### 9 その他の事項

配の	置	予	定確	技	術	者認	<b>契約</b> を結ばないこと なお、病気・死亡 申請書等の差替えは 病気等の特別な理	・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、資格確認			
4				fel-	前 金 払	契約金額の40%以内					
支		払		条		件	部 分 払	適用あり ※那覇港管理組合契約規則第41条の規定回数の範囲内			
契	約	新	F #	洁	時	期	本工事に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、管理者が特に指示したときはこの限りではない。				
請	負(	代金	金等	<b>∮</b> 0	の変		本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事 を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事 の請負費率(当初契約額÷当初設計額)を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行 う。				
入の	札選		守	ba	者事	等項	入札参加者は、那覇港管理組合競争入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、 れを遵守すること。				